

## 岡山家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成30年3月9日（金）午後2時30分

### 第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

### 第3 出席委員

#### 1 委員（五十音順）

石田晶則委員，岡崎紀子委員，小池覚子委員，志田原信三委員，清板芳子委員，高崎和美委員，高橋典久委員，田仲信介委員，野口正行委員，平松敏男委員，前川真一郎委員

#### 2 オブザーバー

高田禎子事務局長，前田直之首席家裁調査官，奥田裕首席書記官，高瀬雄二事務局次長，森川竹夫会計課長

#### 3 事務担当者

南森弘三総務課長，林隆也総務課課長補佐

### 第4 議事の要旨

#### 1 開会

#### 2 所長挨拶

#### 3 新任委員等挨拶

#### 4 報告

総務課長より，前回の委員会（家庭裁判所調査官の仕事や他の機関との連携について）で出された意見を受けて，家庭裁判所調査官の認知度を上げていくため，2月9日（金）に家庭裁判所調査官の仕事に興味を持つ者を対象にした家庭裁判所調査官の業務体験セミナーを開催したこと，併せて，3月12日（月），16日（金）に行われる採用試験説明会の場でも，家庭裁判所調査官の職務内容ややりがい等を説明し，家庭裁判所調査官の仕事の魅力のアピールに努めていくとの報告があった。

5 意見交換等

「家庭裁判所の庁舎設備等について」をテーマに、別紙のと通りの意見交換が行われた。

6 次回の期日の決定、意見交換事項（テーマ）の決定

(1) 次回の開催日時

平成30年7月6日（金）午後3時

(2) 意見交換事項（テーマ）

児童虐待の実情について

7 閉会

(別紙)

### 岡山家庭裁判所委員会議事概要

◎委員長，○委員（委員長を除く。（ ）は，家庭裁判所委員会規則4条の何号の委員であるかを示す。），△事務担当者，□オブザーバー）

◎

そうしましたら，本日のテーマに移らせていただきたいと思います。実際に，庁舎を先ほど見学していただきまして，お気づきになられた点について意見交換をしていただければと思います。御質問があれば，適宜お答えをさせていただきたいと思いますので，よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

いろいろな部屋も見させていただきましたけども，あるいはいろんな動線ですね。お気づきの点がありましたら，遠慮なく言っていただければと思うんですが。

○A（2）

迷路のようですね。

◎

迷路というのは初めて来た人は，わかりにくいということでしょうか。

○A（2）

そうですね。一つ，これは今さらどうしようもないんですけど，エレベーターが向かい合ってるというのが，エレベーターが片面にあれば，出て右とか，出て左とか言えるのに，向かい合っているんで，それが言えなくて，自分たちもどっちを向いているのか，弁護士も間違っ出て出ることがあるんです。非常にわかりにくいのが，

最初に、自分がどこにいるかもわからないのが、ちょっと残念ですね。

○B (1)

どちらかの廊下に面したところに、調査官室があるのかなというあたりでもかなり、ぐるっと回れば、必ず行き着く構造にはなっているんですけども、エレベーターを出たときに、北だ、南だと言われても、それもなかなかわからないと思うんですけども、特に、先ほどの5階を見させていただいたときには、2本ではなくて、3本、4本という廊下が、構造になっている中で、これも安全配慮とか、プライバシーの配慮でされているんだろうなというのも、わかったんですけども、わかりにくさは否めないなというところもあります。

○C (1)

エレベーターを上ってきたあたりに、このような見取り図がどこかにありましたか。

○D (2)

エレベーターの横に何かありましたね。

○A (2)

調停室の案内だけが、ですよ。ここ、調停室の部分だけを取り出して張ったようなものが。あることにも気づかない。それがあることにも。

△

階段の横に張ってあるのと同じです。

○C (1)

現時点とか、今立っている場所がわかるようになっているんですか。

どこまでかまではちょっと・・・。

○C (1)

これは上が北で、下が南になるんですか。この図は。

そうですね。上が北ですね。

○C (1)

よく病院なんかは、廊下に緑の線とか黄色い線があって。

○A (2)

たどっていくと行けるといふ。

○C (1)

せめてここに北サイドと南サイドみたいな何か直感的にわかるような表示があると。

○A (2)

あと、調停室とか面接室は、結構プライバシーのことがあるんですけど、まさに受付に来てほしいという部分については、管理棟というか、管理側への道順は、今エレベーターを降りたところにちょっとお触れ書きが出るようになりましたけど、ああいう感じでやってもいいような気がするんですよね。こちら側が受付側とか、

書記官室とか，調査官室とか，床の色が違ふとかね。緑の床のほうに行ってくださいとかね。

○C (1)

北は寒色的な感じがしますよね。

○A (2)

それが嫌なんです。当事者，行く部屋が暗い感じで，書記官の部屋が明るい側というのを強調しないほうがいいと。

○C (1)

それと北と南とか，何か基本的にわかるような。

○A (2)

ウィングとか言いますね。空港ではね。結構エリアの名前をつけるのがいいかもしれませぬ。北ウィングとか，何か東ロビーとか通りに名前があると。

○C (1)

ちなみに，清心の心の相談室が，当事者が出入りする側はピンクにしたら，相談者の気持ちや和らぐようになって。わからなくなったらピンクのドアのほうに来たらいいからねって。ピンクのドアサイドの方に行けば，自分たちが行く方だってわかるようです。

○E (1)

私も自分がどこにいるかがわからなかったんですけど。そういうつもりで見なかったんで，今日は気がつかないんですけど，避難経路とかわかるのかな，自分

がどこにいるかわからないから、何かあったときはどこに行くんだろうと思って。

○D (2)

まず、受付がどこにあるのかと。出て左側にといいけど、どっちのエレベーターから見て左なのかと。南側と言えればいいんだけど、普通は調停とか、そういう人が多いんですけどもね。調停はちょっと向かって右側の奥を入れて、あれが非常にわかりにくいのかなと。いつも戸惑うんですがね。

○A (2)

ああいう表示、出てきましたけどね。

○D (2)

前、何か申し上げて、わかりやすくなりましたけれどもね。

◎

A委員やD委員は、ほかの裁判所にも行かれることが多いと思うんですけども、ほかの家裁でやはり、今、おっしゃったような工夫をされているようなところはありましたでしょうか。

○D (2)

工夫かどうかかわからないが、ほかの裁判所は、比較的初めて行ってもさっさと行ってるんですよね。それが岡山の場合、よく来ているけれども、若い弁護士を連れてくるとどこかなと探すような感じになるんですよね。だから、もうちょっとわかりやすくなれないかなと思って。

◎

それも先におっしゃった廊下にテープみたいなのが貼ってあるみたいな、そういう工夫をしているところはありましたでしょうか。

○A (2)

高松には、今、そんなんあるような気がしますね。何か。

◎

高松家裁ですか。

○A (2)

最近高松に行って、あ、ここは何かあるわと思った気もするんですけど、ちょっと思い出せません。

○D (2)

あんまり、僕は感じがあったような経験をしたことはないですね。はい。

○A (2)

倉敷支部は、最近、何か表示が大きくなりましたね。字が大きくなって、何号法廷こちらみたいなのが、札が大きく下がって、目の前に下がってくるようになって、こちらもあるんですけど、割と上のほうに小さい字であって、確かに頭には当たらないためと思うんですけど、案外下のほうまで下がっていても、大丈夫かなとは、倉敷支部で見て思いました。

○D (2)

倉敷支部は確かに、ものすごくわかりやすくなりましたね。法廷が、部屋がね。番号が順番に書いてありまして、非常にわかりやすいです。

◎

先ほどのお話の北ウィングと南ウィングみたいな感じで表記してあるところもありましたでしょうか。

○D (2)

それはないですね。

○C (1)

トイレの所も通過できるので入ったときと出るときは。

○A (2)

どっちへ出ていいかわからない。どちらからも入れるということは、そういうことが起きますね。あんまり、字ばかりもあれなんですけど。

○F (1)

あと、情報が多くなっているですね。どちらの廊下も。何年前だったかな、少年の関係で来たときに、小さい子供がちょうど相手方待合室のあの辺をウロウロしていたんですよ。1人で。あれ、と思ったら、しばらくしてお母さんが、探しに来られていましたけど。ここ、例えば、簡易でもいいから何かできたりしたら、また、余計あれなんですかね。面倒なんですかね。遠回りしなきゃいけないから。

○D (2)

確かに、部屋はもっとよくわかるようにしていただいたほうが、廊下を歩いていて、何号室がどこにあるというのが、パッと目につくほうが。倉敷は今そうなっているんですよ。階段を上がったらずぐ大きな札が何号室と書いてありまして、あ、

どこだなというのがわかるんです。いちいち壁に張っているような感じだと、なかなか見にくいというのはありますね。

○A (2)

家裁も最初は壁に並行にあったのが壁に出るようにはしてくださってるんですよね。最近。それをしてくださってるのはわかるんですけど、倉敷はそれがまた大きくなっている。大きくなっていますね、確か。今相手方と申立人の分離の点では、これほんとに今さら言うてもなんですけど、設計の段階からパッと見たら、エレベーターでかち合ってしまうというのが、多分、本当に使っている方が一番大変だと思うんですけど、相手方は待合コーナーを通過して相手方待合室に入るような動線にできないだろうかというのは、前から考えているんですけど。つまり、エレベーターを降りる申立人にはすぐ行くんだけど、相手方も申立人の前を通過していくので、相手方はまず、書記官の側を通過して、待合コーナーから抜けてくださいみたいなね。遠回りで怒るかもしれないんですけど、そういうふうにしてしまうのも一つではないか。もし、そうであれば、非常に面倒ではありますけど、511号と512号のあたりのところを簡単な仕切りにしてしまうというのも、そして子供さんが今のようになってしまうことのないというのはあると思うんですけど、なかなか、先ほどの避難経路との関係で、そこをするのがいいのかどうかというのは、言い切れないんですけど。

○D (2)

来たとき、最初に入ったときに、会う可能性が。調停済んでから、調停室も気を使って時間差でね。

○G (4)

呼び出し時間は基本的には30分ずれとしています。

○D (2)

呼び出し時間はそうなんだけど、早く来るんです。

○G (4)

そうそう、相手がね。そこを守ってもらいたいという方には、いろいろ配慮はしています。下まで迎えに行ったりとかですね。はい。

○A (2)

そうですね。そこはやっています。それも永遠の課題ですよ。この構造を前提としてどうするのか。

○D (2)

特別の事件はね。回路を別にさせていただいたりしてるからいいと思うんですけどね。

○G (4)

別のことをお聞きしてもいいですかね。番号何番の部屋に来てくださいというのも、見ながら来られた方が、その番号にはすぐにたどり着くことはできましたか。前から気になっているんですけど、この部屋番号を見ると、12, 13, 14とあって、15はこっちにあるんですけど、それで何でだろうと思われた方は。

○D (2)

それは、あまりないですね。

○G (4)

ないですか。受付の家事相談とかの、呼出状で、⑫というところまで来てくださ  
いとか。

○C (1)

あれは、⑫のカウンターのことですか。

○G (4)

そうです。

○E (1)

今日、行きました。

○G (4)

出入口ドアに番号がありますよね。

○C (1)

特にそこは問題なくたどり着きました。

○E (1)

私もたどり着きました。たどり着いたけど、そのドアを開けていいかどうか。

○G (4)

それは、家裁委員でいらっしゃるから、その職員に声をかけていいのかなとちゅ  
うちよしたということですか。

○E (1)

外で待ってればいいのか。ドアを開けて中に入ればいいのかなど。

○A (2)

市役所なんかはカウンターがあってドアがないけれども、ここはドアがあるということ、ここから先入っていいのか悪いのかという意味ですよ。

○E (1)

はい。

○G (4)

何番窓口に入って、職員にお声かけくださいと書いてあったらちゅうちょは多分なかったということですかね。

○C (1)

12番窓口に御提示くださいと書いてあるんですけど、窓口という感じじゃなくて、12番の札がかかっているところということなのか。

○A (2)

ドアなのに窓口って書いてあるのがわからないね、確かにね。

○C (1)

5階、家裁書記官室、12番窓口にと書いてあるんですが、初めて来た人は書記官室窓口という部屋があって部屋に入るのかなど。何かこう広い部屋のカウンターのところに、番号がぶら下がっているところですね、実際は。でも、書記官室という何か閉じられた部屋があるのかなみたいに思いましたし、それから、午後2時35分にと書いてあったのですが、私は20分ぐらいに来たのですが、35分まで待た

ないといけないかなとか。で、あそこでビデオを見ながら待っていたんですが、そしたら、もう皆さん、いらっしゃっていたようなので、「までに」なのか、その時間になのか、何分から何分の間になのか、ここに来るときにはみんなちょっと引き締まってくると思うので。

○G (4)

「までに」と書いてあれば、20分でもあまりちゅうちょなく、早目に来ましたということですね。

○C (1)

はい。35分より早く行ったらいけないかなと思いました。

○

なるほど。あとは12番は窓口じゃなくて、12番扉から入ったカウンターとかそういうことですね。

○C (1)

そうですね。12番の札のついたドアを入れてください。

○G (4)

実際はそうですね。

○C (1)

そうですね。

○D (2)

それと、受付のところに行っても、受付のほうに顔を向けてくれてはいないんですね。仕事をされているんですよ。

○G (4)

冷たく感じるんですね。

○D (2)

特にそういう感じがするので、もうちょっと仕事していてもすぐ対応してくれるような感じがいいかなと。

◎

声をかけづらいという感じですか。

○D (2)

そうですね。普通はああいうところね、すぐ出てくれるんですよ。岡山によく行ってるから、ちょっと待つてという感じが非常に多いのでね。そこは気をつけていただいたほうがいいんじゃないかな。

○C (1)

お仕事の方に声をかけるみたいな感じがしますよね。

○F (1)

私も一番最初にここへ来たときに、調査官室に入るときに、ドアがあるんですけども、開けてカウンター越しに声をかけたのですが、最初はそれでいいのかなと、先に受付で言った方がいいのかなというところがありました。

○G（4）

そこはどう改善しますかね。ドアに張り紙をして「遠慮なく声をかけてください」というのがあったらいいですかね。

○C（1）

こっち向きに座っている人もいるとか。横向きに座っておられるので、横向きの方に対して挑んでいくみたいな感じがします。

○G（4）

そうですね。市役所の戸籍の窓口とか皆そんな感じですよ。いつもカウンターに立っておられるとかね。銀行等の窓口とかね。

○C（1）

お仕事されていても、こっち向きに座っておられたら声がかけやすいし、見てもくれるという感じで。

○A（2）

書記官は受付じゃないんですよ。そういう点で言うとな。書記官は、本当に仕事しているので困ったなと思います。だからやっぱり人員増ですよ。受付の人員をちゃんと増やすように言っておきましょう。

○G（4）

その呼出状を持って来られた方には、呼び出した担当者がいるはずで、事件の時間が近くなったら、気にはするんですよ。気にはするけれども、でも、それこそ時間ぴったりになったら、ずっと窓口を見たりするんですけど、15分前だと、まだだろうとこうやって仕事をしてるのが、冷たい感じがするというのはあるかもし

れませんね。

○B (1)

私は、比較的すぐ出てくださいましたのでありがたかったです。ただ、ドアがどうかと思ったんですけど、ガタガタとやっと思ったもんですから、開かなくて。鍵がかかっていたのかなと思って、入りにくそうにしてたのに気づいてくださったと思いますけども。あのドアがガラス張りのドアで、中を見通せたんですけども、開け方に戸惑ったのが、それ、私が慣れてないだけかなと思うんですけども。

○G (4)

ほかの皆さんには、職員はすぐ対応しましたか。いかがでしょう。

○E (1)

ちょうど出てこられたので、すぐに立って来てくださって。こういう場合は、「この方はいらっしゃいますか」と言ったほうがいいんですかね。

○G (4)

でもいいですし、番号が書いてあったりもしますし。そういう紙を持って迷われている方には、「その紙を見せてください」と言って、どの立場の職員でもお声がけして御案内するようにはしていると思いますけど。

○A (2)

紙を持っていたらどの立場の人でも案内してくれる、ということが、わからないんですね。だから、裁判所は（自らが）不親切だとは全然思っていないんですよ。そこは、わからないときは、この紙を誰にでも見せてくださいみたいな感じなんですよ。

○C (1)

私の書類には、裁判所書記官〇〇〇〇というふうには書いてあるんですが、私はこの方を訪ねて行くんだったんですか。

○G (4)

そうですね。

○C (1)

一般的なこういう呼出し書類は、所属庁の長の名前があったりしますよね。ですから、この方が、私に対応してくださる方なのか、行ったら誰かが対応してくれる責任者の名前なのか、どっちなのかなという。

○G (4)

なるほどね。名前の後ろに。

○B (1)

この方が担当の方というふうには思いませんでした。しかも、公印か何か印をつけられるようなもの、本当に正式な書類なんだろうけども、我々の場合は、書類の上の方は所属庁の長の印で、担当者は別途もっと下に印があるので、あ、この方がお答えをいただく方とは思わず。

○G (4)

それでは、〇〇〇〇（担当）と書いてあったらいいですか。

○C (1)

そうですね。

○A (2)

あと、審判廷とか法廷で、これは私もあまりわかってなかったことがあったんですが、去年、11月に台湾の新竹に地方裁判所の見学に弁護士会で行ったんですね。そしたら、法廷の前に、プレートをはめるところがあって、そこに裁判長誰々、右陪席誰々、左陪席誰々、原告席、原告代理人と全部書いてあったんです。裁判官の名前まで出せとは言わないけれども、裁判官とか裁判長とか審判官とか、何かあることは、有害なことは全くなくて、これからは本当にあったほうがいいんじゃないかなとすごく思いました。私、当事者連れているけども、いつもここは誰々さんが座つとるからねとか先に言ってあげておいても、行ったらもうパニックで。役職を書くというのをぜひ検討していただきたいんです。本当はね、向こうは漢字ですから、「原告席」の「原」なんて本当に高さは15センチぐらいあるような「原告席」のような漢字でした。ですから、ちょっとそれは、地方裁判所にも言いたいことなんですけど、少年審判廷でも同じで、少年がパニックになっているところに調査官、付添人、書記官と書いてあげるとは全く害もなくて、できることかなというふうに思いましたので、御検討いただいたらと思います。

◎

やっぱりどういう立場の人が座っているかというのがわかれば安心感が出てきますね。

○A (2)

そうなんですね。余談になりますけど、台湾は今でも当事者もガウンを着ていて、黒いガウンに白のたすきというか、前のところが、白は弁護士とか、代理人とかで、裁判官は赤か青か何かですよ。で、検察官はまた別の色で、入っているときだけそ

れをパッと着ていて、出たらパッと脱ぐんですね。最初はへーと思ってましたけど、日本も戦前そうだったはずですけど、あれはあそこに入ったときに、立場がきちんとわかるという点では、日本も参考にすべきかなと思いました。せめて、席だけとは。

○C (1)

それは本当にあったほうがいいですよ。誰か偉い人が、少年なんかは、誰か偉い人が出てきたみたいな感覚でしか理解していないかもしれませんし。双方のアイデンティティーがきちんとするほうが話されていることの意味というか、方向性や動機やらがみんなにわかりやすいことになるかもしれませんね。

◎

発言したときに、どういう立場の人が発言しているのかわからないというようなことに、もしかしたらなるかもしれないと。

○C (1)

そうですね。中身は何とか理解しますが。

○A (2)

今は、外国籍の子供もいるという点でいうと、片仮名とかローマ字とかもあっていいと思うんですね。

○D (2)

家事は名前は出ていませんが、民事は出ていますよね。廊下に。

○

はい。

○A (2)

何を言っているかというところ、少年審判のときに、裁判官と書いたってわからなかったら、ジャッジと書いてあるとか、平仮名で「さいばんかん」と書いてあるとか。

○B (1)

それはぜひお願いしたいと思います。後で、裁判官から話を聞いたんだらうって言ったら、誰かから話をされたというぐらいな理解の子たちが多いんじゃないかなと思うんですよ。漢字が多くて、エレベーターを出たときの文字、全て漢字なんですけど、今どきですから、多言語化まで行かなくても、そういった配慮が必要なのかなという感じがしましたし、教育の部分でなかなか難しい家庭が増えている中で、どこに行こうかと言ったときに、案内文も漢字だけではなかなか対応できないような人たちも多いのかなというところがあります。どこまでできるかというのは、確かに限界もあろうかと思いますが。

○A (2)

少年審判の場合、特にあったほうがいいかもしれませんね。

○B (1)

そうですね。家庭裁判所で少年審判にかかわるような部屋とかには、あってもいいのかなと思いました。

○A (2)

ひらがなが書いてあることで、読めなくてもいいよと意味でもあるんですよ。読めないというだけでもウツとなりますからね、読めない子は。

○E (1)

少年がリラックスするという意味では、リラックスしていいのかどうかわかりませんが、自然体でいるために、家事の面接の待合室ってカレンダーが貼ってあって、去年のだったんですけど。その少年面接待合室に、例えば、裁判所は、無機質な感じじゃないですか、部屋が。ポスターとか貼ってはいけないんですか。啓発的なポスターとか。

○G (4)

何らかの手続が必要な場合があると思いますが、どんな感じのものがあつたらいいですかね。

○E (1)

例えば、非行防止かどうかわかりませんが、少年たちが身近に感じているようなアイドルや若い方を起用しているようなポスターがあるじゃないですか。啓発の。そういうのでも、待っている間に見たら少しは違うかなと。

○G (4)

あまりにも愛想のない部屋過ぎて、後で負担に。

○E (1)

それが裁判所なんだと思うんですけど。

○A (2)

それも台湾の新竹の裁判所に行ったときに見たら、本当に家庭裁判所が花とアートで、各ポイントに置物があつたり、絵があつたりするんです。だから、まさに内

容がね、文字で「何々しよう」みたいなんだったら、そのメッセージ性が問題になって、書いていいか悪いかとかとなるんですけども、結構、抽象的な模様とか、花とか、その辺を選んで、児童室なんかも、壁が本当にかわいらしい。今回、背を測るのが貼ってありましたが、あれがあっただけでもすごく良くなったと思っているんですけど、新竹なんかは壁いっぱいにかわいい絵が貼ってあったりもするので、本当に市民の意見とか募集とかされて、かわいいものとか置かれたらいいかなとは思うんですけど。裁判所という限界はあると思うんですけど。

○C (1)

この少年面接室で、待っているときの少年はどんな様子で待っているんですか。

○G (4)

大概みんなスマホをいじっています。どこも見ず、親とも話さず、やってるのが多いんじゃないですかね。それを、調査官や書記官が呼びに行つて、それは電源切つてしまいなさいと。

調査官室で何か補足ありますか。

□

悪さといったらあれなんですけど、人目につかなかつたら落書きしたりとかですね。少年の待合室はそういうのが多いですね。

○D (2)

待合室がいっぱいになることが多いんですよ、最近。

○G (4)

調停の場合ですかね。

○D (2)

調停の場合ですけどね。そうすると、申立人の場合は行くところがなくて、家裁待合室コーナーに行く場合もあるんです。そこで集うこともあるし、私は家事面接待合室を勝手に利用させていただいているんですけども、ここが一番何とかならないかなという気がしているんですね。何とか応用がきけば、助かると思うんです。

○A (2)

かなり込んでいますね。あの椅子に3人がけで全員座っちゃうことが結構あります。本当にパンパンですよ。私は、窓のある調停室を一つ待合室にしてほしいと思っています。待合室は長い間待つのに窓がない。人がパンパン。せめて窓があれば、ちょっとましかなとは思っています。

○C (1)

私も今それを思ったんですが、待合室がパンパンのようなときは、調停室もほとんど稼働しているんですか。

○A (2)

そう。しかも調停室は、窓のあるところから使っていくので、空いている部屋は窓のない側になりますよね。

○C (1)

調停室は、ちょうどよい稼働状況なんですか。割と空いている。

○G (4)

日によりますけれど、もっとあってもいいかもしれませんね。これ以上減らすこ

とはできないと思いますね。

一つには、結構、代理人を就けられる方が昔よりは増えて、この設計をしているような当時からは、うんと増えて、それも御本人だけで、一対一だから2人分みたいなところよりも、それぞれ弁護士を就けたときは倍になっちゃうので、そういうことも、もしかしたらあるのかなと思ったりしますが、大体同じ時間からどの部屋も始まるので、入替えのタイミングが同じになったりして、御迷惑をお掛けするところでは。

○C (1)

同じタイミングから始まるとおっしゃったんですが、時間のスライドとか、そういう工夫とか。

○G (4)

そこをしても、微妙にやっぱりちょっとずつはずれていきますよね。みんなぴったり30分交代みたいにすれば、何件か15分ずらせば交代交代なんですけど、それはやっぱりいかないので。

○C (1)

時間の工夫はもう限界がありますね。

○G (4)

限界がありますかね。タイミングが悪くて、弁護士さんと当事者とで、ちょっと打ち合わせをしたいんだけど人がいっぱい、空いている部屋ありませんかと書記官室に聞いてこられるようなこともあります。そういう場合に、部屋が空いていれば、事実上、使ってもらってもいいですよという配慮をすることがありますけど。常にそれを皆さんにやっていると、部屋はないので、不平等感が出てはいけな

なというところもあって、なかなかここは物理的な問題として難しいですね。いつか予算がおりて、何かを変えることができたなら、どこを変えられるかという、もう一杯一杯なので問題はあるんですけど。

◎

岡山家裁は施設的には恵まれていると思うんですけど。

○G（4）

はい。私のこれまでの経験の中で一番扱いやすいですね。廊下も広いし。

○A（2）

南側、使いやすいですよ。

○G（4）

はい、ワンフロアですし。

○A（2）

裁判官は使いやすいと思いますよ、それは。利用者の側から言ったら、北側で、窓がなくて、混んでいて。

○G（4）

廊下が入り組んでいてわからないというのは、このエレベーターホールから調査室の方に行くのと、調停室の方に行くのが、申立人待合室の壁とかに明確にないものですから、私も着任後しばらくはよく迷子になっていました。

○A（2）

エレベーターホールの真ん中に何か吊るして、こっちは書記官室、向こうは調停室とか、少年関係、家事関係の明示ぐらいはできるかなと思うんですけど、そんなにコストをかけずにできるかなと思うのは上と下ですけどね。人によって上ばかり見ている人と、下ばかり見ている人がいるので、両方ないとわからないんだと思います。でも、それだけでも精神衛生上、大分いいんじゃないですかね。

○G (4)

弁護士さんの立場からして、こっちは少年関係とわかることについての問題ってないですか。問題ではないですけど、あっち曲がっていった子は悪いことした子だなみたいにならないかなと、私は個人的に思ったりするんですけど。

○A (2)

なるほど。

○C (2)

僕はある程度気にしたことがないです。

○A (2)

大丈夫ですかねえ。そのことは大分お考えなんでしょうね。プライバシーの問題はね。私こっち入ったら家事調停だ、離婚じゃないかみたいなことを言われるんじゃないかという気も。それだったら、これだけ、みんな同じ所に待たすようなことをしておきながらと思います。

○E (1)

一緒に待つのが嫌じゃないかなと。よその方と同じ部屋で待つんですね。504号でする人も、505号でする人も。

○G (4)

時間の目途を言っておいてもらって、例えば、下に飲み物を買に行きますとか、たばこ吸ってきますとか、そういうことはありますけど、基本は、そこで待っていてくださいということになるので、限度がありますね。時間を潰すと言ってもね。そこは本当に申し訳ないところですね。

○D (2)

飲み物を買えるのは地下と4階のホールぐらいですね。表示はないんですね。

○G (4)

4階は、どちらかというとかんぽ員裁判で来られた方向けなので、基本は地下に行っていたかたさんですね。

○A (2)

飲み物コーナーが4階と地下にありますと書いてあれば。

○C (1)

シティーホテルみたいなところには、こっちに行ったら何号から何号まで行ったら販売機がありますみたいに、すごく具体的に書いてあって構造はわからないんだけど、私が行くところはこっちだみたいなのが、直感的にわかるようになりましたね。

◎

施設的には恵まれていても、わかりやすさの工夫がちょっと足りないということですかね。

○D (2)

最初来たときに、受付ですぐわかるようにしていただくのが一番かなという気がしますね。それと私、個人的には、受付に行って、毎回、申立人に対して、「どうぞ待ってください」というのと、「今日は何号室でやりますから」と是非言っていたきたいなど。ほかの裁判所に行ったら大抵言われますからね。今日は何号室でやりますってね。

○A (2)

言ってくれることも時々ありますね。

○D (2)

最近、またなくなってるかなと思って。

○C (1)

待たされる人は時間がずれてきて、予定の時間よりもうんと長く待たされたりするということもあるんですか。

○D (2)

最近は30分刻みになっているんですよ。30分過ぎたら調停委員の方が、もうちょっとかかりますからと言ってくれるんです。だから、非常に良くなっていると思いますね。

◎

H委員は、何かお気づきの点、何かないですかね。

○H（1）

そうですね。私は、感想のような話になっちゃいますけど、先ほどD委員がおっしゃいましたけども、受付の位置が最低限わかるようにするというのがまず基本なのかなと思います。やはり、エレベーターの向きが、先ほどからこういうレイアウトなのでという話が出ていますけれども、それである以上は、やっぱりエレベーターを降りて、皆さん多分そこで止まっちゃうと思うんですよね。ですから、止まったスペースで、どういう案内ができるかということからすれば、やはり降りたところのスペースで、最低限、受付がわかるような、しかもはっきりというのが、大事なかなと思うのが感じたところですね。

それから、施設全般で言いますと、例えば、家庭裁判所だけではなくて、ここは地裁とかも入っているので、家庭裁判所だけはわかりやすいけども、ほかのところはわかりにくいみたいな感じになるのもどうなのかなと思ったりもしますので、そのあたり、例えば、受付のレイアウトというのが、フロアが違って同じ位置になるかどうかわかりませんが、もし向きが同じなのであれば、そこは同じような形で、何か工夫されるのがいいんじゃないかなと感じました。

◎

その受付をわかりやすくするために、上から吊るすというようなアイデアもお話いただきましたけど、わかりやすくするための工夫で何か考えられたことがありますか。

○H（1）

そうですね。やはり、A委員がおっしゃいましたけど、上と下両方必要なんだろうなど。それとあとはエレベーターの中に、例えば何か表示で「5階の家裁の受付は左側です」とか、エレベーターの中であれば、左、右を表示しても混同はしないので、エレベーターの中の時点である程度、誘導できるようなことがないのかなと

は、ちょっと感じました。

○G (4)

そうですね。どっち側に乗ったかで、もう左右わからなくなっちゃうことはありますね。こないだ、右へ曲がったから右に曲がったら、裏側に行っちゃったっていうことですね。

◎

これはもう先ほどからたくさんの委員から言われて、向き合ってるエレベーターの構造がちょっと問題があるのかもしれないですね。でも、降りたらどっち方向に行けばいいかわかるようにしなきゃいけないというのは、そうなんでしょうね。

何かお気づきの点等ございませんでしょうか。

○D (2)

家裁の待合コーナーのビデオね、あれ、非常にいいもんだと思ってるんですけども、ここへ来ないと見られないのか、貸出の問題でもあればなど、ちょっと感じたことがあるんです。

○G (4)

今、待合コーナーで流しているものは、最高裁のホームページで探し当てていただいたら。

○D (2)

同じものが出ているということですか。

○G (4)

はい。

○A (2)

最高裁のホームページで。

○G (4)

そうですね。成年後見と、子供の面会交流を交互にやってるんですけど、同じものも、またちょっと違う種類のものも、ホームページから見られるようにはなっているのです。

□

貸出しできるものも何本かございます。全てではないんですけど。貸出しできるものかどうかお調べはできます。

○G (4)

それは一般の方でもということですかね。

□

貸出しできますということまでは言ってないですけど、弁護士さんとかにはお貸しできると思います。今日、お一人で5階まで行っていただいたんですけど、玄関を入ってから5階までとか、玄関までとか、そういうところでも、もしお気づきの点があったら、教えていただければと思いますが。

○D (2)

関係ないけども、エレベーターが非常に遅いなど、特に、これはどうにもならんでしょうけど。ほかの裁判所と比べたら4本もあるのに待ち時間が。

○G（4）

なかなか来ないというわけですね。

○D（2）

体験されていると思いますけども。これ、しょうがないのかなと思うんですけど。

○H（1）

1階の場合、両方に入口がありますね。駐車場の側と正面側と。多分、正面側から入ってくれば、最初に受付のほうに行かれると思いますし、駐車場側から来れば守衛室になるんでしょうかね。あそこにまず行くんだと思うんですが、守衛室のほうに行っても施設の案内というのはできるものでしょうか。1階で、まずはどちらかに事情がわからない方が来られる可能性が高いので、そこでまず、簡単な御案内が最低でもできるようにであれば事足りるのかと思います。

○G（4）

「何の用事で来られましたか」と言っ、「呼ばれました」と言われたら「その紙を見せてください」と。じゃあ、ここに3階の何と書いてありますとか、そこまでは確実にやってくれると思います。

○A（2）

何か家裁のテーマカラーとかがあるんですか。

□

ないです。

○A (2)

それ、あったらいいかなとは思ってますけど。一つの建物だけでも、5階はこの色ですよという、何色のフロアみたいな、それを例えば、書記官室の側にしてもいいですけど、何色のフロアみたいなんでいいかなと思ったりもしますけど。

□

玄関入ってすぐのところに階層別の御案内はしています。家裁は5階ですと。

○A (2)

何か色が着いていますよね。ただ紛れているんですよね。簡裁，地裁，高裁，家裁がある。家裁がこれっていうのがわかっている人にはここってすぐわかるんですけど、わからない人にはわからないみたいな。この感じかなとは思いますが。

○D (2)

エレベーターのボタンの横に家裁と書いてあるところもありますね。

○A (2)

ボタンと一覧表は離れた場所にありますが、確か。なるほどボタンのところ。

□

そうですね。ボタンに表示があったらいいですね。

○A (2)

ちょっとシールを貼るだけです。それはすばらしい。

◎

先ほどおっしゃっていた台湾の裁判所なんかは色分けしておられるんですか。

○A (2)

ちょっとフロアは違っていたような気はしますね。それで、もっと言うと、確か2階ぐらいの低い階層のところに家裁があるんです。はい。低い階層のところというのは、大分違うなと思いましたけど、今さら下にはできないので、言わなかったんですけど。で、実は、台湾の裁判所には中庭があって、水が池のように張った部分があって、植物がいっぱい植えてあってというふうになっていて、日本の裁判所もやがて建てかえるときには、内側の空間が本当にこれ、内側が少し窓が開いていれば、もっとずっと開放的な気分になる。岡山市であれば、とある病院が建て替えましたよね。あの内側は、中庭になっていて、ちょっと1本木が生えているだけでも全然違うんです。また市内のある高校も最近行ってわかりましたけど、あんな大きいので、中がどうなっているんだろうと思ったら、ちゃんと中庭があるんですね。岡山の裁判所は、その時代のものでは最先端だったとは思いますが、あと何十年かしたときには、いい光が入るようなものをまた希望したいと思います。

○C (1)

検察庁は中が開いているんですかね。

○A (2)

ありますね。検察庁の建替えは、ここのだいぶ後ですね。

○C (1)

確かに家裁は子供の福祉のような役割を持っているところである訳ですし、子供が来て自動販売機にジュースを買いに行ってくるとか、そういうこともあると思いますし、だからやっぱり、帰ってくる5階はわかりやすく、子供も直感的にピン

とわかって、何かいい雰囲気のエレベーターの表示にしても、受付の表示にしても、何かそういう特別のものであってもいいかもしれませんね。

#### ○A (2)

また、よその話で申しわけないんですけど、4年ぐらい前にソウルの家庭裁判所に行ったこともあるんです。それは面会交流団体の視察で行ったんですけど、独立の建物で、家庭裁判所内にカラフルにできたマスコットのようなマークがあって、子供が非常に入りやすいように作ってあるんですよ。

首都の家庭裁判所ですから、ショーウィンドウ的なものはあると思うんですけど、今後のことですが、入りやすい、使いやすいというのは、今の中でも工夫されると思いますけども、大きな流れの中でも、ぜひ、私たちも声を上げますし、裁判官も転勤されても、ずっと言っていたらと思います。

#### ○C (1)

それから、少年審判の法廷ですからあれなんですけど、すごく大きな判事の椅子と、それからこっち側の子供が座る椅子の、その質の落差が大きいなと思いました。権威の存在というものが明らかに見えるなという感じはするんですけど、少年審判を受ける少年というのは、これから生きていくことを教えてもらうわけですし、しかし、その大切な権威付けをした内容であるということも必要なんだと思うんですが、あそこに少年として座ったときに、心にしみてくるような、判事さんが教えてくれたことをかみしめて、そうやっていこうかみたいに思えるような雰囲気づくりとか、そういうことを考えると、少年たちの椅子がもう少し寄り掛かるところもしつかりあるような、やわらかみのある自然の木なんかを使ってあるような、そんなものでもあってもいいのかなという気がしました。

それから、つかみかかっていこうとする少年がいるかもしれないので、そのために結構頑丈な机が置いてありましたが、いかにも何か大人の側を守っているみたい

な感じで、社会防衛的な感じで、あそこまでしなくてはいけないんだろうか。少年によってはいろんな問題を抱えている子もいるから、衝動的な行動に出る子もいるかもしれませんが、それをもし防衛するとしたら、もう少し上手な防衛の仕方がないのかなという気がしました。なくてもいいような机がはまっているみたいな感じがありますし、どうせなら、少し円形のテーブルのような感じで遠いというんだったらまだわかるんですが、あそこに何で、あの机が、一個はまっているんだろうかというような感じもしましたし、その辺り、まだ工夫の余地があるのかなというふうな印象を受けました。

○A (2)

なるほど。どうせ机を置くんだったら、子供がメモを取れるようにするとか。

○C (1)

そうですね。すぐには立ち上がっていけないような、ちょっとこう湾曲した机があって、子供の側から見ると、もし立っていこうとしたら、少し時間稼ぎができて、止めることができるようにするとか、もしそういうことがあったとしたら。

○A (2)

また、これ去年の台湾の新竹のところですけど、法廷の証言者の席が、シンプルなんですけど、立派な木でできた肘かけもあるような椅子だったです。それ、結構印象的でした。後ろの背もたれは結構ちゃんと高くありました。

○C (1)

守られているという感じですよ。そこに座る人も。

○A (2)

もっと言うと、少年審判の場は、真ん中にラウンドテーブルがあって、このテーブルを円にしたような形で、各当事者の前にディスプレイがあって、言ったことを速記官がそのまま入れているそうです。

で、少年は、自分の言ったことが書かれていくのが見える。審判官が言っていることもどんどん書かれていくのが見えるようになっている。違っていたら、今、違うように書いたと言えとは言っていました。

◎

それはIT化が進んでいるということですか。

○A（2）

はい。去年の11月に私たちは行ったんですけども、去年の春から夏にかけて、威信をかけて作ったんだと思いますけれども、審判廷は丸でした。だから、今言ったような防衛にも、もちろんなってるんですけど、そうは意識しない形でしたね。本当にいろんなアイデアを。それ一つのやり方ですよ。せっかくあんな広い審判廷あるからと思うんですけど。

◎

ほかに何か御意見がございますでしょうか。

B（1）

施設への御意見ではないですけど、私、教育の関係なので、少年審判が気になっていまして、様々な御配慮されていると思うのと、逆にそこで暴れていくことによって罪を重ねるということを防ぐための措置をされているということを知ったときに、なるほどそういう配慮なんだと、距離感にしてもですね。逆の立場で言えば、違う見方もできるというのが、C委員のおっしゃったとおりだと思います。

それから、面接室なんかも、入口を二つ確保しておいて、それは本当に当事者に対する配慮の意味で、暴力なりが起こったときの対応ということでされていると。それから、審判の中の窓もそうですね。見えるような状態に完全に密室にしてみわれないというような状態も含めて、このあたり、我々現場でもやっぱり、教員は、指導する際に、個室で生徒と一対一になったりみたいな部分、できてなかったりだとか、暴れたときにじゃあどうするんだみたいなことを気をつけてやらなきゃいけないなど、非常に勉強になりました。何ができるか、そういう配慮もしながら現場でも生徒指導していかなければいけないなど。それは、子供を守るためでもあるし、自分たちを守るためでもあるということ、非常に勉強になりました。

ありがとうございました。

◎

そうしましたら、本日は本当にいろいろと貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。非常に参考になりました。